

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が「児童相談所以外の部署における〇〇〇〇に関する全ての情報」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、平成26年5月20日付けで行った開示をしない旨の決定に対する異議申立ては、本件対象保有個人情報の開示請求と同内容の開示請求に対する決定が行われたことにより異議申立ての利益が消滅したことから、異議申立てを却下すべきである。

2 異議申立て及び審査の経緯

(1) 異議申立人の代理人（以下「代理人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第2項の規定に基づき、開示請求者本人（以下「児童A」という。）の法定代理人として、実施機関に対し、平成26年4月21日付けで、本件対象保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報の記載内容が条例第16条第1項第2号に定める保有個人情報の特定が不十分であるとして、同条第3項に基づき、平成26年4月30日付けで平成26年5月16日を期限として本件開示請求書の補正を求める旨、代理人に通知した。

代理人は期限までに補正を行わなかったため、実施機関は平成26年5月20日付けで本件対象保有個人情報の開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、代理人に通知した。

(2) 代理人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、平成26年5月23日付けの異議申立書により、実施機関に対し、開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

(3) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成26年6月27日付けで、実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けるとともに、理由説明書の提出を受けた。

(4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成26年9月1日付けで、代理人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。

- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成27年7月21日、実施機関からの意見聴取を行った。

3 代理人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 実施機関からの補正要求について

本件開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報」欄には、「児童相談所以外の部署における〇〇〇〇に関する全ての情報」と記載されていたが、実施機関であるこども安全課が保有する保有個人情報の量や保存年限の長さ等に照らすと、この記載のみをもって開示請求に係る保有個人情報を特定することはできない。

このため平成26年4月30日、代理人に対し、本件開示請求に係る保有個人情報の特定が不十分であることを理由に、条例第16条第3項の規定に基づき補正要求を行った。補正要求は、書面を送付し、期限を同年5月16日に定めて所定の補正書を提出させる方法により行った。

(2) 保有個人情報を特定するための情報の提供について

上記補正書の提出を求めるに当たって、条例第16条第3項後段に規定されている、補正の参考となる情報の提供は行わなかった。その理由は、本件開示請求においては、開示を希望する保有個人情報の行政分野すら明らかにされていないこと、条例第22条第1項に規定する開示請求期間内に手引に例示されているような「保有個人情報が記録されている個人情報ファイルや公文書の名称、記載されている情報の概要等を教示」することは、こども安全課が保有する個人情報の量や保存年限の長さ等に照らすと実務上不可能と考えられること、等による。

(3) 不開示決定と代理人からの要求への対応について

ところが代理人は期限までに補正を行わなかったため、不開示を決定した。

なお、代理人は保有個人情報開示請求書の補正に必要な公文書名の開示を求めたと主張しているが、そのような要求は受けていない。

また、代理人は他の実施機関では補正の要求を受けていないと主張しているが、補正の要求は各実施機関の裁量に委ねられている。

5 審査会の判断

(1) 本件開示請求について

本件開示請求は、「児童相談所以外の部署における〇〇〇〇に関する全ての情報」の開示を求めるものである。

これについて、実施機関は、当該開示請求の記載内容では本件対象保有個人情報の特定が不十分であるとして、代理人に対して当該不特定について補正を求めたものの、期限までに補正が行われなかったとして、本件処分を行ったものである。

これに対して代理人は本件処分の取消しを求めているが、実施機関は本件処分が妥当であると主張しているので、以下本件処分の妥当性について検討する。

(2) 本件処分の根拠条文について

実施機関は、本件処分の内容を代理人に通知した「保有個人情報を開示しない旨の決定通知書」において、本件処分の根拠規定を条例第21条第2項と記載している。

しかし、同項は形式上不備のない開示請求に対して実施機関が開示決定を行う場合の根拠規定であり、本件処分のように開示請求書に形式上の不備があり、開示請求者に相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず補正されないことを理由として不開示を決定する場合は、埼玉県行政手続条例（平成7年埼玉県条例第65号）第7条が根拠規定となるものである。

(3) 本件開示請求に係る補正の要求について

本件開示請求に係る補正の要求について、当審査会が実施機関に確認し、及び審査会事務局職員に調査させたところ次の事実が認められる。

本件開示請求の請求書を受け付けた県政情報センターでは、本件対象保有個人情報を保有している可能性がある5課所に対し、本件開示請求書の写しを送付するとともに、開示不開示等の決定を行うよう依頼した。

上記依頼を受けた5課所のうちこども安全課では、本件開示請求書の記載内容では本件対象保有個人情報の特定が不十分であるとして、平成26年4月30日付けで、代理人宛に同年5月16日を期限として補正を求める通知を送付したところ、期限ま

でに補正はされなかった。

(4) 本件開示請求に係る保有個人情報の特定について

条例第16条第1項第2号によれば、開示請求書には「開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」を記載した書面を提出しなければならないとされている。これについては、実施機関の職員が当該記載から開示請求者が求める保有個人情報を識別できる程度の記載があれば足りると解される。

そこで、本件開示請求に係る保有個人情報の特定について検討すると、本件開示請求は、「児童相談所以外の部署における〇〇〇〇に関する全ての情報」の開示を求めるものであるが、形式的には、この記載だけでは公文書の名称、取得時期、記録されている情報の概要など本件開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項が記載されているとはいえない。

したがって、本件開示請求に係る保有個人情報の特定がなされていないという実施機関の主張はその限りで是認できる。

(5) 本件開示請求に係る情報の提供について

条例第16条第3項後段は、実施機関は補正を求めた場合には、「開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と規定している。

この点について実施機関は、本件開示請求においては、開示を希望する保有個人情報の行政分野すら明らかにされていないこと等を理由として情報の提供は行わなかったと主張する。しかし、各課所では所掌する事務の範囲内で本件対象保有個人情報を探索すれば足りたこと、代理人は実施機関に対し過去に何度も別件の開示請求をしていること、代理人と実施機関とは訴訟において係争中であること、本件開示請求に対して実施機関のうちこども安全課以外の担当課所は代理人に補正を求めることなく開示決定等を行っていることなどを考慮すると、実施機関が代理人に対し補正の参考となる情報を提供しなかったことは、代理人に対して不親切で妥当性を欠くものと言わざるを得ない。

(6) 本件異議申立ての利益について

当審査会が審査会事務局職員に調査させたところ、代理人は平成26年8月11日に実施機関の職員と協議し、文書を特定した上で、本件開示請求と同内容の開示請求

(以下「再度の開示請求」という。)を行い、実施機関は同年10月8日に対象保有個人情報情報の不存在を理由として不開示決定を行ったことが認められる。このため、再度の開示請求に対する決定により本件異議申立ての利益は既に失われている。

(7) その他

代理人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 結論

本件処分は上記(2)及び(5)のとおり妥当でない部分があるが、上記(6)のとおり本件異議申立ての利益は既に失われていることから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

奥 真美、長田 淳、西村 淑子

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成26年 6月27日	諮問を受ける(諮問第121号)
平成26年 6月27日	実施機関から理由説明書を受理
平成26年 9月 2日	代理人から意見書を受理
平成27年 6月22日	審議
平成27年 7月21日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成27年 8月24日	審議
平成27年 9月25日	審議
平成27年10月26日	審議
平成27年11月11日	答申